

鹿 児 島 県 公 報

令和 4 年 11 月 15 日 (火) 第 363 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 保安林の指定予定 (2 件) (森づくり推進課取扱い) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退 (障害福祉課取扱い) 2
- 公共測量の実施 (4 件) (監理課取扱い) 2

公 告

- 落札者等の公告 (2 件) (免許管理課取扱い) 3

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 4

告 示

鹿児島県告示第793号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2 第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和 4 年 11 月 15 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
いちき串木野市薩摩山13369番 3, 13382番 3
 - 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及びいちき串木野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第794号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2 第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和 4 年 11 月 15 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
いちき串木野市上名字城ノ元2803番, 2804番, 2806番, 2807番, 2808番 1, 2820番

- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及びいちき串木野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第795号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

令和 4 年 11 月 15 日

鹿児島県知事 塩田康一

病院又は診療所		辞退年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
この子どもクリニック	霧島市国分中央四丁目15番3号	令和 4 年 10 月 31 日	精神通院医療

鹿児島県告示第796号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、熊本防衛支局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 4 年 11 月 15 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業の期間 令和 4 年 10 月 31 日から同年 11 月 30 日まで
- 3 作業の地域 南大隅町

鹿児島県告示第797号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局鹿児島国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 4 年 11 月 15 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業の期間 令和 4 年 11 月 1 日から令和 5 年 3 月 17 日まで
- 3 作業の地域 出水市境町地内及び始良市加治木町木田地内

鹿児島県告示第798号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、曾於市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 4 年 11 月 15 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業の期間 令和 4 年 11 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで
- 3 作業の地域 曾於市末吉町深川地内

鹿児島県告示第799号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 4 年 11 月 15 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業の期間 令和 4 年 11 月 3 日から令和 5 年 3 月 30 日まで
- 3 作業の地域 鹿屋市，大崎町，東串良町及び肝付町

公 告

落札者等の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和 4 年 11 月 15 日

鹿児島県警察本部交通部免許管理課長 木下雄一

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
運転者管理システム等用端末機器の賃貸借 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県警察本部交通部免許管理課会計係
鹿児島市南栄五丁目 1 番 2 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和 4 年 9 月 26 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社 J E C C
東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 1 号
- 5 随意契約に係る契約金額
208, 999, 560円
- 6 随意契約によることとした理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号該当
.....

落札者等の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和 4 年 11 月 15 日

鹿児島県警察本部交通部免許管理課長 木下雄一

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
I C 運転免許証関連機器の賃貸借 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県警察本部交通部免許管理課会計係
鹿児島市南栄五丁目 1 番 2 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和 4 年 9 月 26 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社 J E C C
東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 1 号
- 5 随意契約に係る契約金額
184, 800, 000円
- 6 随意契約によることとした理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号該当

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第125号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 4 年 11 月 15 日

鹿児島県公安委員会委員長 鑓野孝清

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	PA元祖ギンギラパラダイスHBC	株式会社サンスリー	1P1530
ぱちんこ遊技機	PわんニャンアドベンチャーHCB	株式会社サンスリー	2P0756
ぱちんこ遊技機	PA祭2	株式会社APS	1P1824
ぱちんこ遊技機	P真北斗無双4GFPH	株式会社銀座	210262
ぱちんこ遊技機	Pモモキュンソード閃撃～極～ZH	株式会社ソフィア	2P0792
回胴式遊技機	SモモキュンソードDX	DAXEL株式会社	230223
回胴式遊技機	SもっとチバリヨGZA	株式会社オーゼキ	230114